

介護保険制度が変わります

◎介護保険制度とは

介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みで、平成12年に開始され、3年に1回、今後3年間のサービス量などを見積もり、保険料が改定されます。

今回の改正では、10年後の2025年(平成37年)に、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達することを踏まえ、制度改正が行われます。

◎特別養護老人ホームの新規入所者の要件

(この改正は、4月から)新規入所者は、原則介護の必要度の高い要介護3以上に限定されます。(既に入所されている方は、そのまま継続して利用できます。)

◎保険料の標準段階の見直しと多段階化

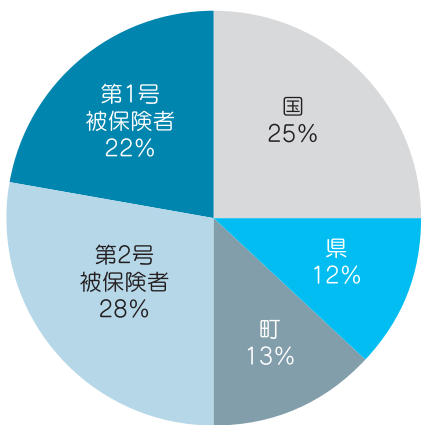
(この改正は、4月から)保険料額は、65歳以上の方の所得状況に応じた段階別保険料となっています。今回の見直しでは、より弾力的な段階設定として本人課税世帯の方を細分化し、町では、従来の10段階から13段階に区分しました。個別の保険料額については、6月中旬ごろに郵送で通知します。

増大する介護費用により平成27年～29年の介護保険料が変わります。
基準額(年額)が52,220円から66,000円になります。

町の高齢化率は、平成27年1月には、31.50%となり、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には35.43%に達する見込みとなっています。(図2)ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加、疾病や骨折・転倒あるいは認知症などのため、介護(予防)サービスが必要とする方が増えています。(図3)

介護保険では、介護(予防)サービスを利用する方が1割の自己負担(8月から改正があります。)をし、残りの分を公費(国・県・町)と保険料で賄います。(図4)

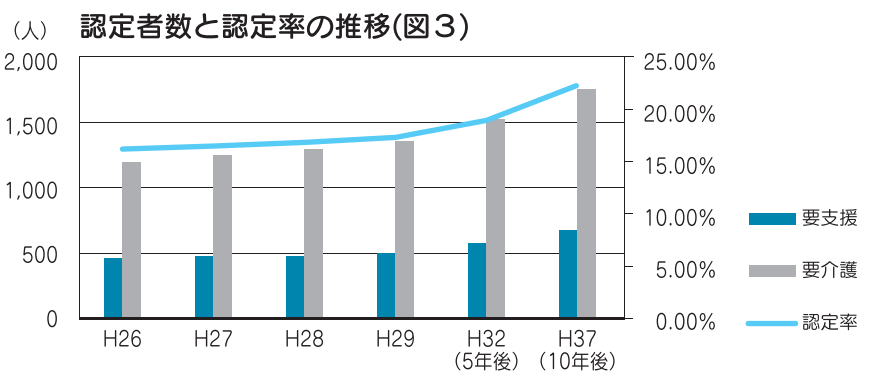
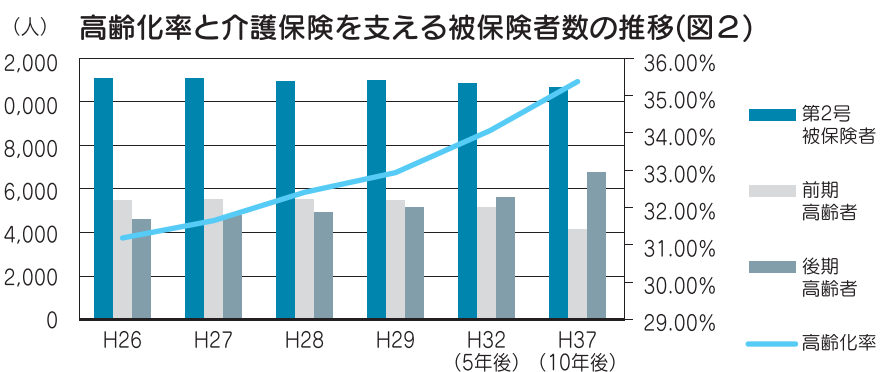
介護保険の財政構造(図4)



介護保険の被保険者の区分

- 第1号被保険者(満65歳以上の高齢者)
内、満65歳～満74歳は、前期高齢者に区分されます。内、満75歳以上は、後期高齢者に区分されます。
- 第2号被保険者(満40歳～満64歳の医療保険加入者)

住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり
介護(予防)サービスの給付のほかに相談機関としての地域包括支援センターの運営や介護予防教室の開催、家族介護者支援などにも保険料を活用します。
また、介護と医療の連携を目指すため、介護と医療の連携を目指す取り組みも実施してまいります。



介護保険料の納め方

特別徴収の方は、年金の受給額から天引きとなっています。普通徴収の方は、口座振替をご利用になるか、町から送付される納付書により、金融機関などでお支払いください。

要支援・要介護とは?

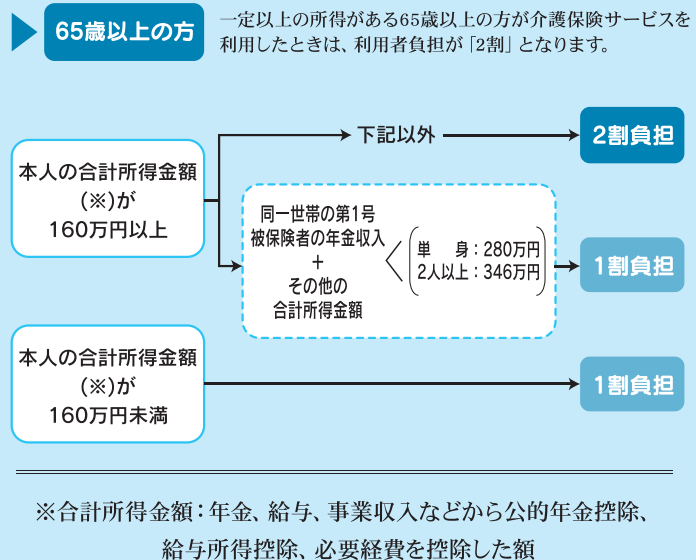
介護(予防)サービスを利用するには、介護認定が必要になり、その介護の必要度によって介護度等が区分されます。要支援…日常生活を営むうえで何らかの支障があり、軽減や悪化防止のための支援が必要と見込まれる方(要支援1と要支援2の2段階あります。)

要介護…日常生活を営むうえで、常時何らかの介護が必要と見込まれる方(要介護1～5の5段階あります。)

滞納による給付制限

介護保険料に滞納があると、一旦全額を支払わないと利用できなくなる場合があります。納付漏れの無いよう、気を付けてください。

介護保険サービスの利用者負担を変更します



◎一律1割に据え置かれていた利用者負担が、本人の合計所得金額により見直されます。詳細は、図1のとおり
(この改正は、8月から)個人ごとの負担割合は、8月までに新たに発行する「負担割合証」で、確認していただくこととなります。
ただし、高額サービス費により負担月額上限があるため、見直し対象者の負担が必ず2倍に

なるわけではありません。また、医療保険の現役並み所得に相当する方の上限額が37,200円から44,400円に引き上げられます。
◎非課税世帯の施設利用に対する食費・居住費の負担限度額が見直されます。
(この改正は、8月から)申請に基づき食費・居住費の補給給付を行っています。新たに預貯金の額も判断の対象となります。また、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案されることになりました。
福祉課 内線315

介護保険料が変わります

大磯町第六期介護保険料段階		負担割合	月額保険料	年額保険料	
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	生活保護受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者(*1)を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額(*2) + 課税年金(*3)収入額が80万円以下の方	0.50	2,750円	33,000円
		第1段階の方には、消費税増税分の一部を投入し保険料の軽減を行います。			
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方	0.75	4,125円	49,500円
第3段階		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円を超えている方	0.75	4,125円	49,500円
第4段階	本人が住民税 非課税	世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	4,950円	59,400円
第5段階		世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超えている方	1.00 基準	5,500円	66,000円
第6段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	6,325円	75,900円
第7段階	本人課税	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.20	6,600円	79,200円
第8段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.40	7,700円	92,400円
第9段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.45	7,975円	95,700円
第10段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.65	9,075円	108,900円
第11段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.70	9,350円	112,200円
第12段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	1.85	10,175円	122,100円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	2.05	11,275円	135,300円	